

令和2年6月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和2年6月1日（月）午前9時30分より、臼杵市役所 野津庁舎3階会議室において、会長が6月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1番 野上 政憲 委員 3番 内藤 康弘 委員 4番 藤嶋 祐美 委員 5番 平山 勝丈 委員 6番 佐藤 幸子 委員
7番 柳井 博之 委員 8番 城野 幸司 委員 10番 小橋 勇二 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

2番 堀 京子 委員 9番 陶山 秀明 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第36号 非農地証明願いについて
議案第37号 農用地利用集積計画の決定について
議案第38号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

会 長 まず、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は2番 堀 京子委員、9番 陶山 秀明委員が欠席となっており、出席数は10名となります。よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号3番 内藤 康弘委員と、議席番号4番 藤嶋 祐美委員に議事録署名をお願い致します。
ただいまから議案審議に入ります。
議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 1ページとなります。
議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和2年6月1日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号1、畑 523㎡ を、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

番号2、畑 337 m² 他1筆 合計766 m² を、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

以上、3条申請2件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思えます。5月25日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請2件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

藤 嶋 私、藤嶋より、5月25日に事務局2名と平山委員と一緒に実施しました、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査
委 員 の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の申請地は、贈与により所有権を取得するものです。申請地は1筆の畑で、現在露地野菜が栽培されています。許可後はブドウの栽培を行う予定です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の申請地は、売買により所有権を取得するものです。申請地は2筆の田で、現在水稻が栽培されています。許可後も引き続き水稻の栽培を行う予定です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請2件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 34 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4 ページとなります。

議案第 34 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定により農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 2 年 6 月 1 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 次のページです。

番号 1、田 565 m² 外 1 筆 合計 1,417 m² については、畑として利用するための一時転用となります。農地の区分は 2 種農地となります。

以上、4 条申請 1 件についての、立地基準については一時転用のため問題ないもと考えられ、一般基準については全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 4 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものがあります。以上、4 条申請 1 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

藤 嶋 私、藤嶋より、5月25日に実施しました議案第34号、農地法4条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリスト
委 員 と併せて報告します。

番号1は、埋め立てのうえ、畑として利用するものです。申請地は2筆の田で、近年は稲作を行っていません。水路も廃止され、今後は水田としての利用が見込めないため、畑にしてカボスを植える予定とのことです。

審査項目の立地基準①については該当し、②については農用区域内農地ですが、今回は農地への一時転用なので、用件は満たしていると判断します。一般基準の③から⑩についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 7ページとなります。

議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 2 年 6 月 1 日 臼杵市農業員会 会長 疋田 忠公

番号 1、畑 476 m² 外 1 筆 合計 968 m² について、所有権の移転を行い、進入路及び駐車場として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

番号 2、畑 256 m² について、所有権の移転を行い、自身が経営する事業所の駐車場として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

番号 3、田 1,259 m² 外 2 筆 合計 4,303 m² について、所有権移転を行い、園児の運動場として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

以上、5 条申請 3 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5 条申請 3 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

平 山 私、平山より、5 月 25 日に実施しました議案第 35 号、農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 は、所有権を取得し、進入路として利用するものです。隣は昨年 5 月に転用許可を受けた営業所があり、今回は 10 トントラックを安全に運行するため、車両の出入口を営業所の南側にも設けたいとのことです。申請地は 2 筆の畑で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっ

ており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2は、所有権を取得し、駐車場として利用するものです。

近くには自宅があり、ヘルパーステーションになっています。今回は、ヘルパーの活動車両の駐車場として利用したいとのことです。

申請地は1筆の畑で、現在は一部菜園として利用されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3は所有権を取得し、保育園の運動場として利用するものです。申請地は3筆の田で、現在は休耕状態にあります。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第 36 号 非農地証明願いについて、事務局より説明および報告をお願い致します。

次 長 10 ページとなります。

議案第 36 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 2 年 6 月 1 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号 1、畑 145 m² の土地については、永年耕作しておらず非農地化した土地に該当します。

チェックリストについては、③の森林化して、農地に復元することが困難な土地で、ア～オのすべての要件を満たしている土地と思われます。

以上、非農地証明願い 1 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 36 号 非農地証明願いについて採決を行います。

本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第 37 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 13 ページとなります。

議案第 37 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 2 年 6 月 1 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 別冊の農用地利用集積計画（第 6 号）「令和 2 年 6 月 1 日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。この利用権設定集計表は令和 2 年 5 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。

説明については 1 ページの合計で説明します。

田については、89,614 m² 84 筆、畑については、90,846 m² 63 筆、合計面積は 180,460 m² 147 筆です。

次に貸手、借手ですが、貸し手が 65 名に対しまして、借り手は 35 名となります。

2 ページ以降については白杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となります。

以上、簡単ではございますが、令和 2 年 6 月 1 日公告予定の農用地利用集積計画（第 6 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 37 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 37 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致し

ました。

次に、議案第 38 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第 38 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和 2 年 6 月 1 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 別冊の農用地利用配分計画案で説明します。

1 ページ、2 ページを一括で説明します。畑、7 筆 合計面積 12,948 m² を、配分するものです。

次に、3 ページ、4 ページとなります。畑、1 筆 918 m² を、配分するものです。

以上、2 件の配分計画についてご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 38 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定致しました。

以上で本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。